

恵庭市子どもセンター整備 基本計画(案)

趣 旨

急激な少子化の進行、都市化の進展や核家族化による地域・家庭での子育て機能の低下、女性の就労機会の増大や就労形態の変化など、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、子どもたちが放課後や休日に気軽に集い、身近に遊べる子どもの居場所の確保や放課後児童健全育成対策の充実が一層求められている。併せて、子育てに悩みや不安を持つ母親も増えており、身近な場にて子育て支援のための施設を整備し、子育て家庭への養育支援の拠点としての環境を整備することも求められている。

本市においては、子どもと子育て家庭を取り巻く環境の様々な変化に対応し、子どもの成長と子育てを地域が一体となり支援し、安心して子どもを産み育てることができるよう総合的・計画的に子育て家庭を支援するため、平成17年3月に「えにわっこプラン21(恵庭市次世代育成支援行動計画)」を策定した。

このプランでは、「(仮称)子どもセンター」は、幼児の親子から児童(18歳未満)までいつでも自由に来館し、遊ぶことができる地域の児童健全育成の拠点として重要な役割を担うこととし、現在、本市における児童館1館の老朽化の更新も含めた施設整備として「(仮称)子どもセンター事業(子どもの居場所づくり計画)」を推進することとしている。

こうしたことから、本市の子どもを取り巻く様々な状況を踏まえ、将来的なまちづくりを見通す中で、地域における子どもの健全育成と子育て支援のための拠点づくりを第4期総合計画(平成18年～平成27年)の中で位置付け、計画的な整備を図ることを目的に本計画を策定する。

目 的

子どもセンターは、児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設として、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進するとともに情操を豊かにし、もって児童の健全育成を図ることを目的とすることと併せて、地域における子育て支援拠点の充実のために設置するものである。

機 能

児 童 館 機 能 (総合センター・地区センター)

0歳～18歳の児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにする拠点施設。総合センターは児童センター、地区センターは小型児童館に区分される。

子 育 て 支 援 機 能

プレイセンター (総合センター)

プレイセンターは親も子どもも楽しく参加でき、子どもの創造性・自主性伸ばす自由遊びを基本とし、親も学習コースに参加して育児を学びながら、協働でセンターを運営する活動。

プレイセンターに集う親は、自分の子・よその子を区別せずに子どもたちと遊び、同時に他の親の子育てを学びながら親としての自信を育み、子どもたちも親たちに見守られながら、いろいろな年齢の子どもたちと遊び社会性を身につけるといふ、親も子ども共に育ちあう新しい子育ての拠点。

ファミリーサポートセンター (総合センター)

地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。

みんなの広場 (総合センター・地区センター)

子育て中の親の負担緩和を図り、親子が共に安心して子育て及び子育てができる環境を整備し、もって地域の子育て支援機能の充実を図る。

情 報 提 供 ・ 相 談 機 能

子ども情報センター (総合センター)

育児サークルや託児所の紹介、子どもたちの体験学習や地域での活動や行事の情報などを紹介し、子育てを支援。

テレフォン相談 (総合センター)

青少年が抱えている悩み、心配ごとについて、青少年本人や保護者等からの相談に電話で応じる。

放課後児童健全育成機能

学童クラブ

(総合センター・一部地区センター)

保護者が労働等により昼間家庭にいない場合、小学校に就学している概ね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供する。

整備方針

- 1 本市における市街地の形成状況や児童人口等の将来見通し、更には各地区における現状での子どものための施設をはじめとする公共施設等の配置状況を勘案し整備を進めるものとする。
- 2 上記により市内各地区に計画的に複数箇所整備することとする。
- 3 最初に整備する施設は、児童館機能の他、相談機能、情報提供機能、放課後児童健全育成機能(学童クラブ)、更にはプレイセンター事業やファミリーサポートセンター事業等の子育て支援機能を併せ持つ、子どもの健全育成や子育てのための総合的な機能を有する(仮称)総合子どもセンターとする。
- 4 以降の整備については、地区子どもセンターとして、児童館機能及び子育て支援機能を有する(仮称)地区子どもセンターとする。

整備計画

1 設置方法

設置場所は未利用市有地の活用を図る。

他の公共施設の建設計画がある場合は、併設(合築も含む)を検討する。

小学校の余裕教室等の活用を図る。

上記による方法が困難の場合は、新たな用地取得により対応する。

2 施設の基準

1) 施設の規模

区 分	(仮称)総合子どもセンター	(仮称)地区子どもセンター
敷地面積	概ね2,000㎡以上	概ね1,500㎡以上
延床面積	850㎡～900㎡程度	350～400㎡程度 (学童クラブ併設の場合は+120㎡)
施設内容等	以下の諸室等を配置する	

2) 施設内容

名 称	施 設 内 容	総合センター	地区センター
事 務 室	児 童 館		
	学童クラブ		一 部
	ファミリーサポートセンター		
	子ども情報センター		
必 置 義 務	遊 戯 室	児童が、スポーツやレクリエーションなど、主に体を動かして元気に遊びを行ったり、地域の人々との交流事業等の場。	
	集 会 室	児童の健全育成をはかるための団体やボランティアが会議、集会等を行う地域活動・交流の場及び児童が静的な遊びを行う場。	
	図 書 室	読書、読み聞かせ等を行う。	
年長児設備 【選択必置義務】	小ホール・スタジオなど 読み聞かせや紙芝居など、市民ボランティアと子どもたちの交流・活動の場		
調 理 室	事業の一環としての調理や食育を学ぶ場		
相 談 室	親と子のテレフォン相談事業等		
創作活動室	主に小学生から高校生が創作体験活動を行う場		
ボランティア室	児童館ボランティアや読み聞かせボランティア等の活動を支える場		
学童クラブ室	放課後の学童クラブの生活の拠点。適切な遊びや生活を指導する。		一部
子育て支援センター	地域子育て支援センター事業及び親子を対象としたプレイセンター事業を実施。		
共 用 部 分	玄関・ホール・給湯室・機械室・トイレ・物品庫・廊下他。一部の地区子どもセンターにはブックステーションを設置		

3 恵庭市第4期総合計画における子どもセンター設置事業の位置づけ

- 1) 基本構想（平成18年～平成27年）
- 2) 前期基本計画（平成18年～平成22年）
- 3) 前期事業計画（平成18年～平成22年）

基本目標2 安心して健康に暮らし子どもを大切にすまちづくり

目標11 地域におけるさまざまな子育て支援サービスを実施します。

～安心して子どもを産み育てられるまちをめざし、

地域と連携した子育て支を総合的・計画的に推進します～

主要施策11-2 子育て支援サービスの推進

(仮称)子どもセンター設置事業

- ・第1次1箇所(子どもセンター/総合的施設)
- ・第2次1箇所(地区子どもセンター)

4 地区別年次整備計画

整備方針で述べたように、市街地の形成状況や児童人口等の将来見通し、既存児童館の現状、更には学校施設の有効活用等総合的に判断し、優先順位を決定する。

- 1) 緊急を要する現児童館の建替えも含めて、第4期総合計画前期事業計画における第1次整備(平成19・20年度設計、平成21年度建設)として、恵庭・和光地区に子どもセンター(総合的施設)を優先的に設置する。
- 2) 次に、地区子どもセンターの整備については、児童人口の増加が著しく、且つ既存公共施設が不足している柏地区及び戸磯黄金地区を優先することとし、第4期総合計画前期事業計画における第2次整備として柏地区或いは戸磯黄金地区のいずれかの整備を進め、その後引き続き後期事業計画のできるだけ早い段階で順次整備を進めていくこととする。

なお、若草地区、恵み野地区、島松地区、松恵地区については、今後の児童人口の推移を見ながら、学校施設の活用も視野に入れた子どもセンターの整備を検討する。

5 設置場所の選定

平成17年3月に制定された「えにわっ子プラン21」に基づき「恵庭市子どもセンター整備基本計画(子どもの居場所づくり計画)」が関係部局により検討が進められてきた。平成18年4月の組織機構の改編により、本計画策定については保健福祉部に窓口を一本化し、施設の設置目的、機能、立地場所を含めた整備方針等について検討を進めてきた。

現児童館の更新改築を含めた恵庭・和光小学校区をエリアとした最初に設置する総合的施設として子どもセンター建設にかかる立地については、現地立て替えを含めた当該域

